

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（731））

2. 日時：平成30年3月5日 13時00分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崎上席安全審査官、吉村上席安全審査官、津金主任安全審査官、安田主任安全審査官、伊藤安全審査官、日南川安全審査官、穂藤保安規定係長、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与、

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他12名

5. 要旨

（1）東海第二発電所の設置許可申請のうち、津波防護に関する施設の設計方針（鋼製防護壁の接合部のアンカーボルトの設計）関し、外部から指摘を受けた件について日本原子力発電から平成29年9月26日に開催された審査会合の資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 鋼製防護壁の直接定着式アンカーボルトに関し、名古屋高速道路公社 鋼構造設計基準の適用性について、整理して提示すること。
- 本件の設計に際して、引用文献に示された条件・範囲は当該施設の構造等と異なることを踏まえ、申請者として直接定着式アンカーボルトの設計方法、適用に当たっての検証方法等を整理して提示すること。
- 直接定着式アンカーボルトの適用に当たっての検証について、その目的、検証すべき課題、検証方法の妥当性等を整理し体系化して提示すること。
- 設置許可の段階の検討の観点から、当該アンカーボルト以外の定着形式を採用した場合の構造成立性についても検討すること。
- 本件について、次回以降の審査会合において設計方針等を説明すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし